

自動物流道路に関する検討会開催の趣旨

物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであるが、2024年4月から、トラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることから、「2024年問題」といわれる、何も対策を講じなければ輸送能力が不足してしまう物流危機が強く懸念されている。また、カーボンニュートラルへの対応も求められている。

社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会においてとりまとめられた「高規格道路ネットワークのあり方中間とりまとめ」において、「構造的な物流危機への対応、温室効果ガス排出削減の切り札」として、「新たな物流形態として、道路空間をフル活用したクリーンエネルギーによる自動物流道路（オートフロー・ロード Autoflow Road）の構築に向けた検討を進めていく必要がある」とされたところである。

このため、自動物流道路の実現に向け、自動物流道路の目指すべき方向性、必要な機能や技術、課題等を検討するため、有識者、関係団体及び関係省庁からなる検討会を設置する。

【参考】

■第213回国会岸田内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）（令和6年1月30日）

道路空間をフル活用した自動物流システム構想を早期に実現していくなど、物流革新を進めます。

■物流革新に向けた政策パッケージ（抜粋）（令和5年6月2日）

（自動運転やドローン物流等）

高速道路上の車道以外の用地や地下を活用した物流専用の自動輸送についても、調査を行う。

自動物流道路に関する検討会設置要領（案）

第1 名称

この検討会は、「自動物流道路に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

第2 目的

検討会は、自動物流道路（オートフロー・ロード Autoflow Road）の実現に向け、自動物流道路の目指すべき方向性、必要な機能や技術、課題等を検討することを目的とする。

第3 委員長

検討会に委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

第4 検討会の委員

検討会の委員は、委員名簿のとおりとする。

2 検討会の委員は、検討会の目的において必要と認められる場合、委員長により追加できるものとする。

第5 委員等以外の出席者

委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

第6 議事の公開

検討会は原則として冒頭のみ公開とし、資料及び議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

第7 守秘義務

委員は、検討会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8 庶務

検討会の庶務は、国土交通省道路局企画課道路経済調査室において処理する。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要領は、令和6年2月21日から施行する。

自動物流道路に関する検討会 委員名簿

(50音順、敬称略)

◎委員長

あわじ 淡路	たけひこ 武彦	一般社団法人日本経済団体連合会ロジスティクス委員会 企画部会委員
おぼた 小幡	じゅんこ 純子	日本大学大学院法務研究科 教授
かとう 加藤	ひろたか 弘貴	公益財団法人流通経済研究所 専務理事
たかおか 高岡	みか 美佳	立教大学経営学部 教授
◎はとう 羽藤	えいじ 英二	東京大学大学院工学系研究科 教授
ひょうどう 兵藤	てつろう 哲朗	東京海洋大学海洋科学技術研究科 教授
ほうじょう 北條	まさる 英	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事
まえかわ 前川	としあき 利聡	中日本高速道路株式会社 経営企画本部 経営企画部長
みすい 味水	ゆうき 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
わかばやし 若林	ようすけ 陽介	公益社団法人全日本トラック協会 理事長